後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	みよし市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	94-1 ： 高齢者等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	100	
③利用特定個人情報提供省令第２条の表の項	132	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第2の項 後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第1条	みよし市福祉医療費支給条例第１条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、(加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者)等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって(国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ること)を目的とする。	第１条 この条例は、子ども、学生、障害者、ひとり親家庭の母又は父及び当該ひとり親家庭の児童並びに（後期高齢者)に対して、医療費の一部を支給することにより、これらの者の保健の向上を図り、もって(市民の福祉の増進に資すること)を目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		みよし市福祉医療費支給条例（令和５年条例第５号） みよし市福祉医療費支給条例施行規則（令和５年規則第６号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項14号	みよし市福祉医療費支給条例第６条 みよし市福祉医療費支給条例施行規則第４条
②事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	みよし市福祉医療費支給条例第３条第1項第５号に定める後期高齢者福祉医療費の受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項14号ハ	みよし市福祉医療費支給条例第３条第１項第５号イ、ウ、カ、キ
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項14号イ	みよし市福祉医療費支給条例第３条第３項第２号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項14号ニ	みよし市福祉医療費支給条例第３条第１項第５号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	みよし市福祉医療費支給条例第６条 みよし市福祉医療費支給条例施行規則第４条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	みよし市福祉医療費支給条例第３条第1項第５号に定める後期高齢者福祉医療費の受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ｲ	みよし市福祉医療費支給条例第３条第１項 みよし市福祉医療費支給条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項14号	みよし市福祉医療費支給条例第８条 みよし市福祉医療費支給条例施行規則第12条
②事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	みよし市福祉医療費支給条例第３条第1項第５号に定める後期高齢者福祉医療費の請求の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項14号ﾍ	みよし市福祉医療費支給条例第８条第１項
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める利用特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項14号	みよし市福祉医療費支給条例第10条 みよし市福祉医療費支給条例施行規則第15条
②事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	みよし市福祉医療費支給条例第３条第1項第５号に定める後期高齢者福祉医療費の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項14号ニ	みよし市福祉医療費支給条例第３条第１項第５号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務5

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	みよし市福祉医療費支給条例第10条 みよし市福祉医療費支給条例施行規則第15条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	みよし市福祉医療費支給条例第３条第1項第５号に定める後期高齢者福祉医療費の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	みよし市福祉医療費支給条例第３条第１項 みよし市福祉医療費支給条例施行規則第２条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務6

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項14号	みよし市福祉医療費支給条例第10条 みよし市福祉医療費支給条例施行規則第17条
②事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	みよし市福祉医療費支給条例第３条第1項第５号に定める後期高齢者福祉医療費の受給資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項14号ｲ	みよし市福祉医療費支給条例第３条第３項第２号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務7

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項14号	みよし市福祉医療費支給条例施行規則第７条
②事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	みよし市福祉医療費支給条例第３条第1項第５号に定める後期高齢者福祉医療費の受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項14号ﾊ	みよし市福祉医療費支給条例第３条第１項第５号ｲ、ｳ、ｶ、ｷ
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項14号ｲ	みよし市福祉医療費支給条例第３条第３項第２号

②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項14号ニ	みよし市福祉医療費支給条例第３条第１項第５号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務8

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	みよし市福祉医療費支給条例施行規則第７条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	みよし市福祉医療費支給条例第３条第1項第５号に定める後期高齢者福祉医療費の受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	みよし市福祉医療費支給条例第３条第１項 みよし市福祉医療費支給条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務9

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項14号	みよし市福祉医療費支給条例施行規則第８条

②事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	みよし市福祉医療費支給条例第３条第1項第５号に定める後期高齢者福祉医療費の受給者証の受給資格認定変更申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項14号ハ	みよし市福祉医療費支給条例第３条第１項第５号イ、ウ、カ、キ
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項14号イ	みよし市福祉医療費支給条例第３条第３項第２号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項14号ニ	みよし市福祉医療費支給条例第３条第１項第５号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2.事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務10		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	みよし市福祉医療費支給条例施行規則第８条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	みよし市福祉医療費支給条例第３条第1項第５号に定める後期高齢者福祉医療費の受給者証の受給資格認定変更申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ｲ	みよし市福祉医療費支給条例第３条第１項 みよし市福祉医療費支給条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	

届出情報

独自利用事務の対象者	後期高齢者
番号法第９条第２項の条例に規定した日	2015年10月01日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Govemment of Japan All Rights Reserved.